平成２３年（フ）第１８００号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西７丁目81番地
債務者　荒木　智晴
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８０５号
福岡市早良区干隈３丁目23番７―203号
債務者　川嶋　幸作（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７１号
福岡市西区小戸３丁目54番７―402号
債務者　小茂田圭一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０３号
福岡市南区野多目１丁目２番11―410号
債務者　安藤美保子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４４号
福岡県大野城市大字牛頸63番地２メイプルシャトーB101号
債務者　山口　英光
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４５号
福岡県大野城市大字牛頸63番地２メイプルシャトーB101号
債務者　山口　美喜
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５２号
福岡市城南区荒江１丁目31番７号
債務者　高田　幸範
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６９号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3460番地２
債務者　丸岡　胤裕
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄７丁目25番地２
サンフラワー博多南201号
債務者　原田　清美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９１号
福岡市南区五十川２丁目24番37―205号
債務者　村上健一郎
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２３号
福岡県糸島市二丈吉井4094番地１
債務者　長田　博文
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４１号
福岡市博多区博多駅東１丁目７番２―101号
債務者　緒方　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０５５号
福岡県春日市上白水９丁目151番地メゾンウィステリア303号
債務者　鉛山　俊博
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０６１号
福岡県糸島市志摩野北2340番地
債務者　藤原　定則
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７５号
福岡市博多区美野島１丁目７番12―405号
債務者　高本　幸治
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７６号
福岡市城南区干隈２丁目48番13号
債務者　石田　憲司
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７８号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目８番地１
クローバーハイツD101号
債務者　平戸　千唱
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９５号
福岡市東区香椎１丁目６番５―202号
債務者　岡村　　信
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部